様式第１号(第５条関係)

鳥取県産業技術センター開放機器等利用申込書

年　　月　　日

　地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

職　氏名　　　　　　　　　　様

郵便番号

申込者　　所在地(住所)

事業所名

氏　　名

電話番号

　次のとおり鳥取県産業技術センターの機器（設備）を利用したいので、裏面記載事項に同意のうえ申し込みます。また、機器利用終了後に、記入された実績による使用料を納付いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用目的 | [ ] 研究開発 [ ] 品質管理 [ ] 製造技術 [ ] クレーム対応[ ] 商品開発(企画)･販路開拓等 [ ] その他（　　　　　　　　　　） |
| 具体的な利用内容 |  |
| 利用機器及び利用日時等 | 予　　定 | 実　　績（センター使用欄） |
| 機器等の名称 | 利用日時 | 機器等の名称 | 利用日時 | 損傷の有無 |
|  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 |  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 | [ ]  無[ ]  有 |
|  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 |  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 | [ ]  無[ ]  有 |
|  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 |  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 | [ ]  無[ ]  有 |
|  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 |  | 年　月　日　時　分～年　月　日　時　分 | [ ]  無[ ]  有 |
| 利用者氏名 |  | 利用者氏名 |  |
| 研究員による支援（有料） | [ ]  希望する（　　時間）[ ]  希望しない | 支援あり | 時間 |
| 利用料金の支払い方法 | [ ]  申込時（現金） [ ]  当日（現金） [ ]  後払い（現金） [ ]  後払い（振込） |
| 利用許可の写しの交付 | [ ]  希望する（送付先等　　　　　　　　　　　　） [ ]  希望しない |
| 備　　　考 |  |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

鳥取県産業技術センター使用料減免届

上記に係る鳥取県産業技術センター使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

（裏面に続く）

|  |  |
| --- | --- |
| 減免を必要とする理由該当するものにチェックをしてください | [ ]  鳥取県、島根県、岡山県、広島県又は山口県の職員による公務利用[ ]  センターとの共同研究契約締結者による共同研究の実施のための利用[ ]  県内に主たる事務所を置く小規模事業者の登録者による利用[ ]  その他（規則第16条第1項第3～6号,9号の場合は、その旨を記載）（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ※ 減免要件を確認できる書類の写しを提出いただく場合があります。 |
|  |
| 【産業技術センター使用欄】 | 年　　月　　日　 | 整理番号（Ｎｏ．　　　　　　） |
| 申込みのとおり、機器の利用を承認（不承認）してよろしいか伺います。機器利用前の装置の損傷の有無／[ ] 無　[ ] 有 |  |  |
|  | 所長 | 合議 | 担当研究員 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |

（裏面）

【利用申込みについて】

１　当センターで利用申込みが「地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則」の第６条第１項の基準を満たしていると認められる場合に受け付けます。

２　支障がないと確認できた場合を除き、開始日時の変更はできません。開始時間を過ぎた場合は申込みを取り消す場合があります。

【お客様へのお願い】

１　機器等の利用時間は、原則として平日9時から17時までです。（準備、清掃、終了作業を含みます。）

　申込書の受付時間は8時30分から17時15分ですが、申込当日に利用する場合は事前に利用の可否を確認し、利用開始（事務手続き時間を含みます。）までに申し込みしてください。

２　利用時間が１時間未満又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。

　　県外（島根県、岡山県、広島県、山口県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県を除く。）の利用者は、2倍の料金となります。

　　時間外利用（午後5時～午前9時）及び休日利用（土、日、祝祭日、年末年始）の利用者は、その利用時間数に1時間につき2,300円（県外利用者は2倍）を加算します。（終日利用する開放機器等は、時間外利用及び休日利用の適用はなく、利用総時間数で計算します。）

３　利用する当日は、正面玄関で受付手続きを行い、在所中はお渡しする名札を着用してください。

４　機器等の利用に際しては、担当研究員等の指示に従い、関係する規程・手順書等を遵守し、環境保全・安全確保に努めてください。

５　機器等は、それぞれの性能に応じて適切にご使用ください。

６　事故等の発生及び機器を破損等した場合は、速やかに担当研究員等へご連絡願います。

７　研究所内に化学物質又は高圧ガスボンベ等を持ち込む場合は、事前にご相談ください。

８　前項に該当する物品の残品等は、必ずお持ち帰りください。

９　研究所敷地・施設内において、薬品類の破損や機器からのオイル漏れ等の緊急事態が生じた場合は、速やかに総務担当（内線番号〇〇）へご連絡ください。

【機器等の利用に当たっての注意事項等】

１（損害賠償等）

利用者の故意又は過失により機器等を損傷又は汚損した場合は、利用者においてその損害を賠償又は原状に回復していただきます。

２（利用中の事故）

利用中における利用者の事故（負傷、疾病等）は、利用者の責任においてご対応いただきます。

３（取消及び利用制限）

次の事項に該当する場合は、機器等の利用許可を取り消し、又は利用を制限いたします。

1. 機器等の利用を認められた者以外の者に利用させ、又は無断で機器等の仕様を変更した場合
2. 無断で利用目的を変更し、又は所定の場所以外で利用した場合
3. 研究所長の指示に従わなかった場合

(注)なお、研究所の業務上支障がある場合は、機器等利用申込の内容を調整いただくことがございます。

４（原状回復）

　　利用の終了後は直ちに原状回復するとともに、担当研究員等に届け出て点検を受けてください。

５（その他）

1. 停電、機器等の故障などにより機器利用等が実施できなかったことによる損害賠償はいたしません。
2. 既に支払われた使用料及び支援料は原則として還付いたしません。